

報道関係者各位

民間事業所と連携した災害廃棄物の処理体制を構築 大栄環境(株)と災害時の廃棄物処理に係る協定を締結

茨木市は、令和5年6月1日に、大栄環境株式会社（大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号）と「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を締結しました。

同社は、廃棄物の収集運搬から中間処理、再資源化及び最終処分まで、ワンストップの廃棄物処理・資源循環を展開しています。本協定では、本市のごみ処理施設である茨木市環境衛生センター（茨木市東野々宮町14番1号）において、地震等の災害により発生した廃棄物の処理が困難となった場合に、同社から災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処分等に係る協力を得ることで、円滑かつ迅速な廃棄物の処理の実現をめざすものです。

本市と同社は、本協定に基づき、平時から情報を共有し、災害時における連携・協力体制の構築を図ります。

■協定名称

災害廃棄物等の処理に関する基本協定

■協定の相手方

大栄環境株式会社

■協定締結日

令和5年6月1日（木）（締結式は実施しません。）

■協力要請の内容

- (1) 災害廃棄物等の撤去、積込作業、収集運搬、処分
- (2) 災害廃棄物処理計画等の策定および策定支援
- (3) (1)(2)に伴う必要な事業

■福岡洋一市長コメント

災害時においても、市民の皆さまの生活環境を守り、公衆衛生を確保できるよう、今後も民間事業者と連携し、災害ごみの処理体制の構築に努めてまいります。



【本件に関する問合せ先】

産業環境部資源循環課長

電話：072-620-1814